

【1998 年 7 月 28 日】連合・年金意識の調査

日本労働組合総連合会

連合・年金意識の調査
(1997 年 11 月～1998 年 1 月実施)
要約版

日本労働組合総連合会

調査実施の概要

1. 調査目的

高齢化が進むなかで年金制度の見直しや負担のあり方が大きなテーマとなっている。

本調査は、1999 年の公的年金制度改正に向けて連合組合員の定年退職前後の生活状況と年金についての関心や年金制度のあり方、当面する課題などについての評価や意見を求め、連合としての具体的な「年金制度改正方針」づくりに役立てることを目的として実施された。

2. 実施時期

1997 年 11 月～1998 年 1 月。

3. 調査対象と配布・回収状況

調査は連合組合員の 0.45%(220 名に 1 人)を対象とした。構成組合によって配布枚数が 10 枚を下回る場合は 20 枚とした。結果として 35,320 人が対象となり、26,785 人(75.8%)から有効な回答を得た。

4. 調査方法

調査の方法は調査票(別添資料参照)への自記入方式である。

5. 調査票の配布と回収

調査票の配布、回収は構成組織を通じて行った。

調査結果の要約

第1章 定年後の生活見通し

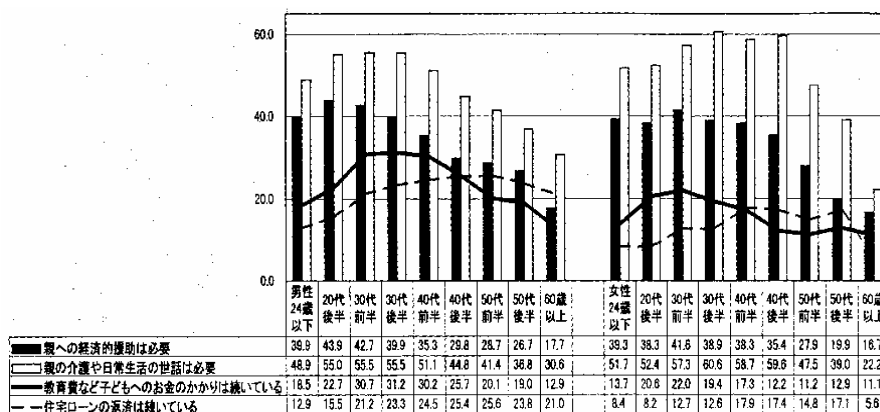
1. 定年後の世帯構成について

定年後の世帯構成については、多くは核世帯になることを想定しており、そのなかでは「夫婦2人」(42.5%)が「夫婦と子ども」(17.9%)を上回っている。〈親と生計を共にする世帯〉(15.2%)は1割台にとどまっている。

2. 定年後の出費状況

- (1) 親への経済的な援助の「必要あり」は36.4%、親の介護や日常生活の世話の「必要あり」は50.8%である。20～30代ではその必要性を強く感じている。男性40代以上でみると、定年時に親と同一生計でない場合でも、経済的な援助については2割強～3割弱の入が、介護や日常生活の世話については3割弱～4割強の人が、「必要」と考えている。
- (2) 教育費など子どもへのお金のかかりが「続いている」は25.2%で、30～40代前半では3割と多い。
- (3) 定年後も住宅ローンの返済が続く人は21.0%、賃貸住宅は4.6%である。居住地別にみると、「持家・ローン返済あり」は首都圏と大都市圏以外の政令都市で、賃貸住宅は40～50代に限ると首都圏と京阪神圏で、それぞれ多い。男性40代以降に着目すると、4分の1は定年後も住宅ローンを返済し続け、そのうちの6割弱～7割(男性40代以上のうち14～18%)は、定年後6年以上(多くは66歳以上)かかって返済を完了する予定である。なおこれを定年後10年以上(多くは70歳以上)で返済完了予定に絞ると、2割強～4割(男性40代以上のうち5～10%)となる。住宅ローンの返済が定年後長引く人のいる点が見落とせない(第1図)。

第1図 定年後の出費状況



3. 相続財産の有無

- (1) 相続する各種財産が〈ある〉は 54.7%で、「ない」(29.8%)を 25 ポイント上回っている。〈ある〉は、男性では 30 代、女性では 30 代後半から 40 代前半までが多い。相続する財産としては、「住宅や土地」がもっとも多く、以下「田畑・山林」、「金融資産」、「別荘・アパート・駐車場など」の順である。居住地別にみると、各年齢層共通して、「住宅や土地」と「田畑・山林」は大都市圏よりも地方が多い(第 2 図)。
- (2) 「マイナス」の相続である親の借金を引き継ぐ可能性「あり」の人は 5.9%となっている。若年層で 1 割前後と他の層をやや上回っているのは、二世帯住宅ローンの増加を反映しているものと思われる。

第 2 図 自分の親や配偶者の親から相続する財産のある人の比率

	24 歳 以下	20 代 後半	30 代 前半	30 代 後半	40 代 前半	40 代 後半	50 代 前半	50 代 後半	60 歳 以上
男性	48.5	58.5	65.1	65.6	60.1	50.9	40.0	32.8	24.2
女性	33.0	41.4	50.6	60.1	59.5	53.9	40.7	34.8	16.6

4. 定年後の生活における世帯収入源

定年後の世帯の収入源については、14 項目プラス「わからない」のなかから順位をつけて選んでもらった(第 3 図)。

- (1) 定年後 64 才までの生活で第 1 位の収入を男性 40 代以上でみると、「自分の勤労収入」(36.7%)がもっとも多く、以下「自分の公的年金」(19.8%)、「自分の企業年金」(5.3%)、「自分の個人年金」(3.8%)、「貯蓄の取り崩し」(3.2%)の順である。

層別の結果を 4 つ以内の多数回答扱いで「わからない」と無回答を除いて集計した結果でみると、「自分の勤労収入」は 40 代以下、男性、民間、製造業 299 人以下の中堅・中小企業、技能系、事務系・高卒で、「自分の企業年金」は民間 1000 人以上の企業で、「自分の個人年金」は 30 代で、また「自分の公的年金」は 50 代、公務で、それぞれ多くなっている。

- (2) 65 歳以降の生活になると、「自分の勤労収入」(7.2%)は少なくなり、かわって「自分の公的年金」(45.8%)が多数となる(いずれも男性 40 代以上で第 1 位の比率)。

なお「自分の公的年金」は、民間の 29 歳以下ではやや比率は下回るものの、この層を含め各年齢層とも、もっとも多く挙げられている(4 つ以内の多数回答扱い、「わからない」と無回答を除く)。

第 3 図 定年後の世帯収入源(第 1 位男性 40 歳以上) (%)

	定年後から 64 歳までの世帯収入源	65 歳以降からの世帯収入源
自分の勤労収入	36.7	7.2
自分の公的年金	19.8	45.8

5. 定年後の就労状況

定年後の就労を予定している人は 38.1%であり、性別では男性で、年齢別では中高年層が多い。層別の特徴を 40～50 代の結果に注目してみると、技能系は事務系を上回っている。また、定年時に住宅ローンの返済の残っている人や定年後 64 歳までの生活費で公的年金を当てにしている割合の少ない人では定年後も「働く」とする人が多い(第 4 図)。

希望する就労年齢は「65 歳くらいまで」(41.3%)と「体力が許すまで」(43.1%)で回答をほぼ二分している。希望する働き方は、〈部分就労〉が 41.0%と、「フルタイム」の 16.3%を大きく上回っている。

第 4 図 定年後も就労を予定している人の比率

	24 歳 以下	20 代 後半	30 代 前半	30 代 後半	40 代 前半	40 代 後半	50 代 前半	50 代 後半	60 歳 以上
男性	18.7	27.0	32.8	40.0	46.7	54.0	59.0	56.1	71.0
女性	5.9	7.6	8.4	12.0	20.0	21.3	24.2	25.8	16.7

6. 定年後の生活費に占める公的年金の割合

全体の結果でもっとも多く回答が集まっているのは、60 代前半では「半分程度」の 4 分の 1、60 代後半以降では「ほとんど全額」の 4 割弱である。これらの回答をも含め、定年後の生活費に占める公的年金の割合を中央値でみると、定年後 64 歳までの生活においては生活費の 49.5%を、また 65 歳以降では 81.3%を見込んでいる。両者の間には、30 ポイント以上の大差がついている(中央値:「わからない」と無回答を除外して算出)。

これを、定年時の世帯構成が夫婦 2 人になると想定している男性の結果でみると、年齢の高い人ほど生活費のうち公的年金の占める割合が高い。定年後から 64 歳までの生活について、40 代の 5 割前後に対し 50 代前半では 7 割弱、50 代後半では 9 割弱を、公的年金で賄いたいと考えている。

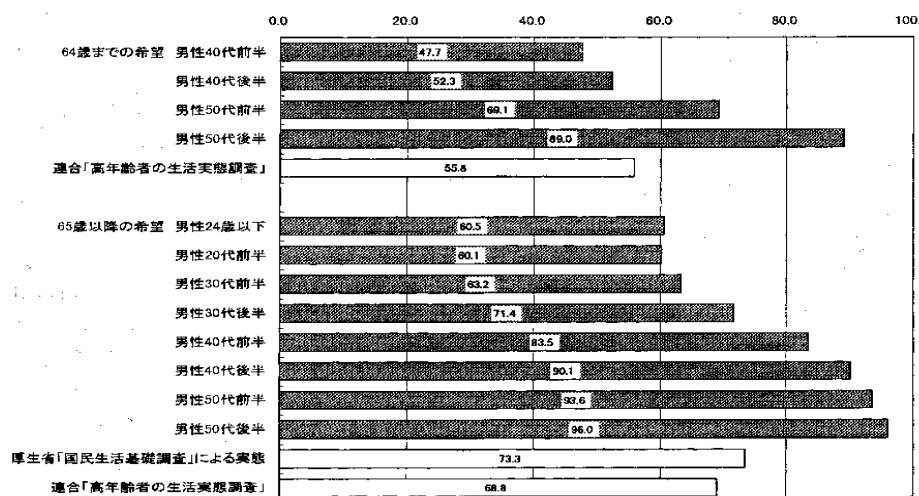
なお、本調査の 50 代が当てにしている公的年金の生活費に占める比率は、連合の「高齢者の生活実態調査」(1996 年)や厚生省「国民生活基礎調査」(1996 年)と比べると高い。これは、現在の生活の延長線上から高齢期の生活を考えているためかと思われる(第 5 図)。

先にみた、定年後の収入源と定年後の生活費に占める公的年金の割合については、年金制度における満額支給年齢の変化が、特に男性において影響している。そこで、男性の 40 代以上に対象を絞り、年金の満額支給年齢別に 60 代前半の収入と生活費に占める公的年金の割合をみると、つぎのような特徴が表れている(第 6 図)。

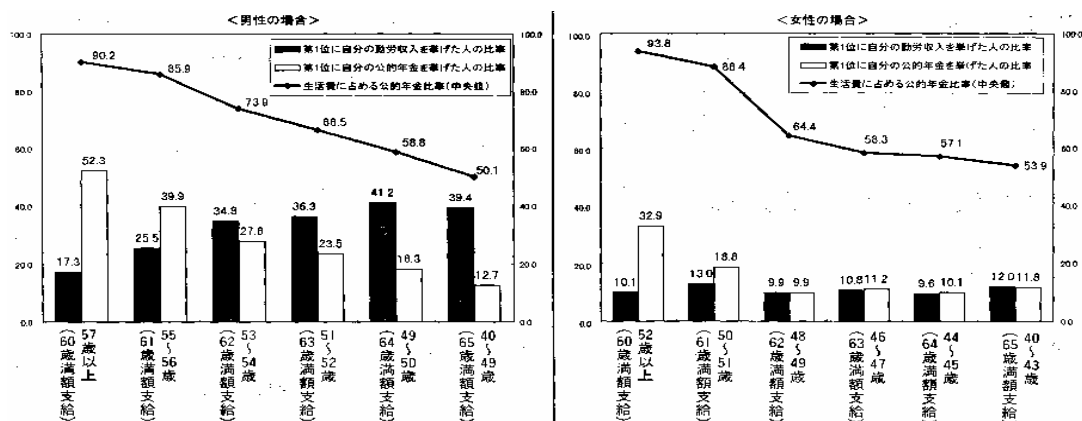
57 歳(60 歳満額支給層)以上では、定年後の生活費の 90.2%(中央値:「わからない」と無回答を除外して算出)を公的年金で賄うことを考えているが、この割合は年齢が下がるにつれ急減し、40～48 歳(65 歳満額支給層)では 50.1%(中央値)にとどまっている。そして、公的年金の割合の下がる年齢の若い層では、勤労収入の割合が高まっている(比率:「わからな

い」と無回答を含めて算出)。

第5図 生活に占める公的年金の割合(夫婦2人男性の場合)



第6図 満額支給年齢別にみた定年後から64歳までの収入源



第2章 定年後の生活課題

勤労者の現在から将来にかけて抱えている〈不安〉の内容をみると、[税・社会保険料の負担](90.4%)、[公的年金の信頼性](87.2%)、[賃金の伸び](80.1%)、[退職金や企業年金の信頼性](76.3%)、[貯蓄の目減り](74.5%)などが上位にある。以下、[自分や家族の介護](64.8%)、[定年後の働く場](58.1%)、[自分の健康](55.3%)、[家族の健康](52.3%)、[解雇や失業](49.4%)などが続いている。

高齢期の生活との結びつきの強い年金や定年後の仕事、公課負担とバブル経済崩壊後の長引く景気の後退やリストラを反映して、賃金の伸び悩みや職の確保、低金利下での貯蓄の目減りなどが〈不安〉材料となっている。これら高齢期の生活課題は、現役世代の主要

な生活課題である子どもの教育や住居を大きく上回っている(第7図)。

また、ここでとりあげた生活諸課題(14項目)は、男性では<健康><教育と住宅><収入と仕事><年金制度の信頼性と公課負担>に、女性では<年金制度の信頼性と生活費><健康><教育と住宅><仕事>に、それぞれまとめられる。年金制度の含まれている領域の結果から、男性では「制度」との関連で年金が考えられており、<不安>は30代前半と40代前半の中堅層で、一方、女性では「家計」との関連で年金が認識されており、評価は30代前半の前後で割れ、<不安>は40代後半で、それぞれより多くなっている。

第7図 将来の生活課題について

	賃金の 伸び	インフレに よる貯蓄の 目減り	退職金や 企業年金 の信頼性	公的年金 の信頼性	税・社会保 険料の負 担	住宅ロ ーンの 返済	子どもの 教育費の 支出
総計	80.1	74.5	76.3	87.2	90.4	34.1	44.7
	解雇や 失業	定年後の 働く場	自分の 健康	家族の 健康	自分や家 族の介護	老後に 住む家	配偶者と の死別
総計	49.4	58.1	55.3	52.3	64.8	22.1	44.0

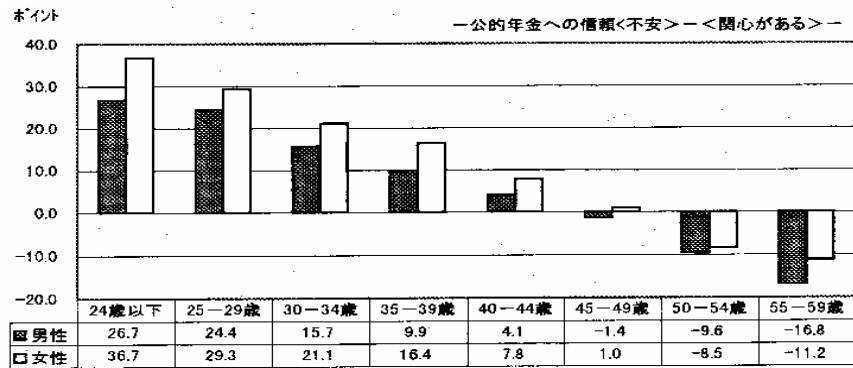
第3章 公的年金制度について

1. 年金問題についての関心

年金問題については、<関心がある>との回答が8割もの高さを示す。男女とも既に20代後半から半数以上が<関心がある>と答え、加齢に伴い男性50代後半の95.1%、女性50代後半の95.5%まで急増している。

この点については20～30代の回答結果が気にかかる。これらの層では年金について<関心がある>という回答よりも[公的年金の信頼性]で<不安>と答えている回答の割合がかなり高いからである。つまり、公的年金については関心以上に信頼できないとの思いが若年層、青年層ほど強いということになる。これには、年金財政の危機についての過度なキャンペーンが少なからず影響しているように思われるが、今後の年金制度を長期にわたって支える人達の結果であるだけに見落とせない(第8図)。

第8図 公的年金への信頼と関心との関係



2. 公的年金の水準

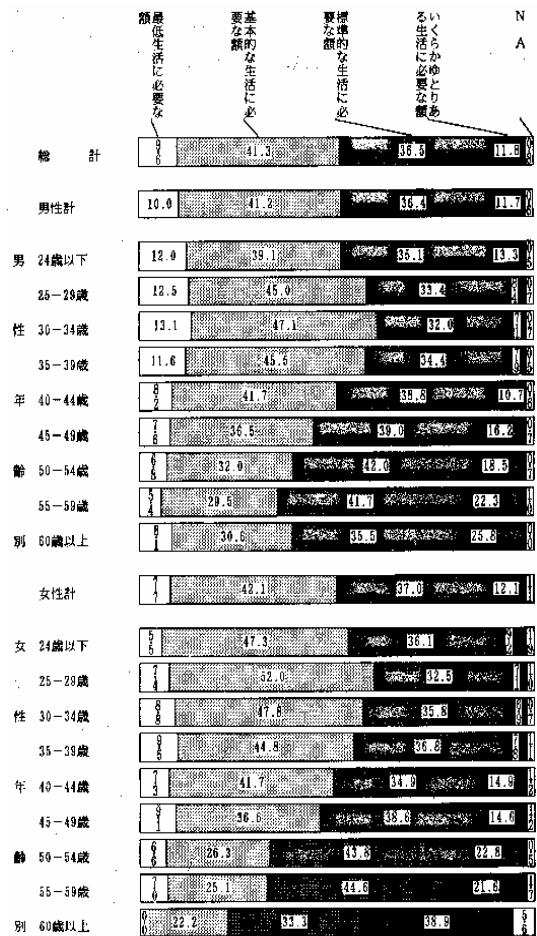
この点については、「年金額が高くなれば現役の負担が重くなります。低い年金額では老後の暮らしの支えになりません」との前文をつけ、適当と考える水準を尋ねた。

その結果、「最低水準(衣食住のみ)に必要な額」(9.6%)と「いくらかゆとりある生活(標準的な生活に加え趣味や旅行が楽しめる教養・娯楽費)に必要な額」(11.8%)は1割前後にとどまり、「基本的な生活(衣食住に加え保健・医療、日常の交通費、手紙や電話など通信費、おおよびやむをえぬ冠婚葬祭費)に必要な額 4(41.3%)と「標準的な生活(基本的な生活に加え人並みの教養・娯楽費、義理を欠かさない程度の交際費)に必要な額」(36.5%)に、多くの回答が集まった。

この[公的年金の水準]についての評価は、男性では40代前半、女性では40代後半を境に、その前半では「基本的な生活に必要な額」が、またその後半では「標準的な生活に必要な額」が、多数派となっている。なお、男女とも50代では「いくらかゆとりある生活に必要な額」(2割前後)が増えている。

このように、適当な[公的年金の水準]については世代間で違いがみられ、青年、中堅層に比べ中高年層で高めの水準が考えられている。

第9図 公的年金の水準について
(性別・年齢別)



3. 公的年金の仕組み

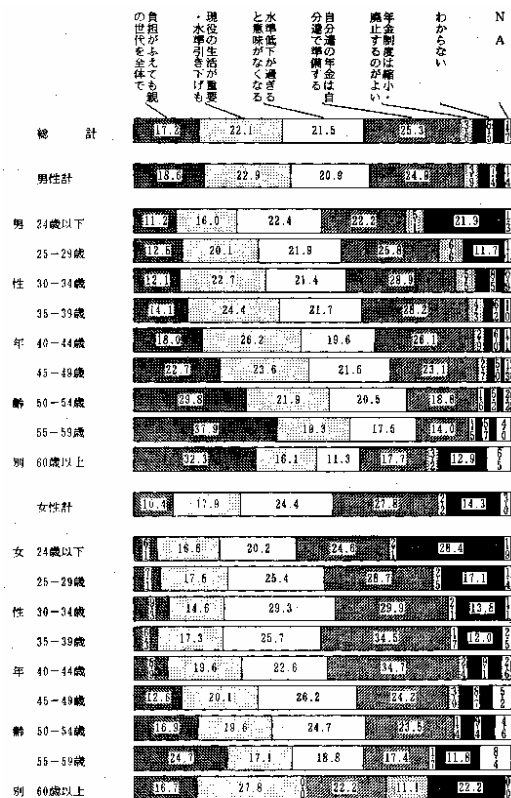
(1) 公的年金のあり方

全体の結果は、「世代間扶養」(17.2%)、「現役の生活重視」(22.1%)、「給付水準重視」(21.5%)、「積立重視」(25.3%)にみられるように評価が割れている。しかし、公的年金制度そのものの「縮小・廃止」(3.6%)は極めて少ない。残りは「わからない」(8.5%)である。

それぞれの考え方でもっとも多くの回答が集まっている年齢を男性でみると「世代間扶養」は50代後半(4割弱)、「現役の生活重視」は40歳前半(26.2%)、「給付水準重視」は20～50代(2割前後)、「積立重視」は30代(3割弱)、「縮小・廃止」は20代後半(6.6%)となっている(第10図)。

また親からの相続の有無は[公的年金のあり方]へほとんど影響をあたえていないようである。世代間での財産の移転・分配を意味する相続と世代間での社会的「仕送り」である公的年金とを結び付けて考えている人は少ない。

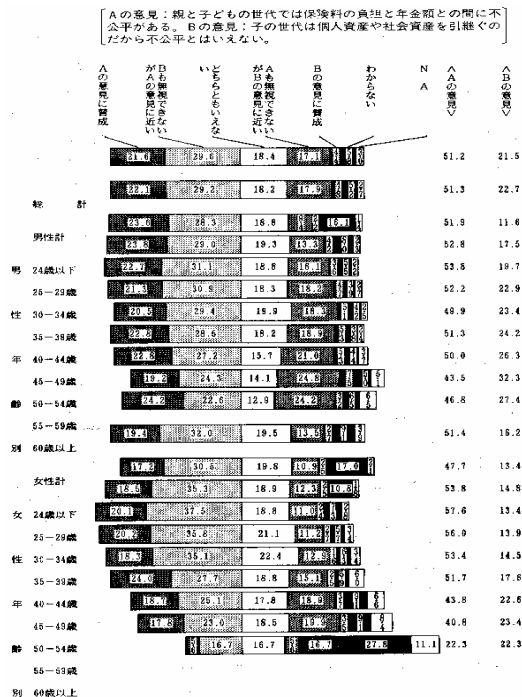
第10図 公的年金のあり方について
(性別・年齢別)



(2) 世代間の公平性

少子・高齢社会のなかにおける[公的年金のあり方]で、大きな課題となっている[世代間の公平性]については、〈不公平〉が51.2%で半数を占め、これは「どちらともいえない」の18.4%、〈不公平ではない〉の21.5%を大きく上回っている。この点については、男女とも全年齢層で〈不公平〉と考えている人が多数派である。このことは、サンプルは少ないものの公的年金の受給該当者である60歳以上の結果においても確認される(第11図)。

第 11 図 年金をめぐる「世代間の公平」について (性別・年齢別)



4.当面している課題についての見方

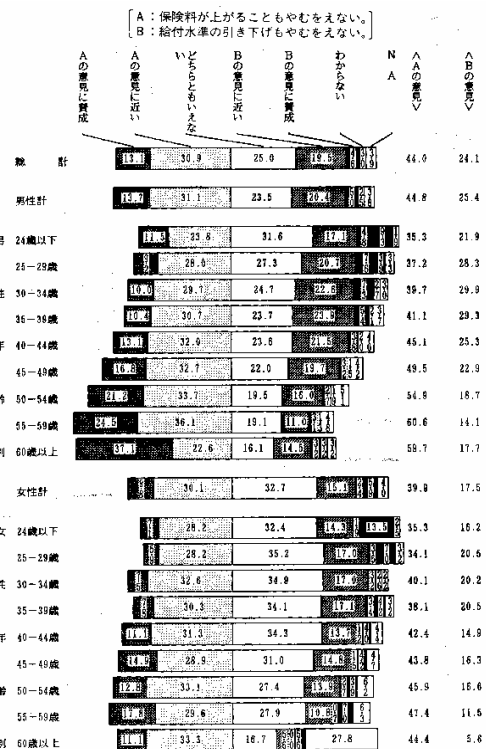
(1) 公的年金の給付と負担

全体の結果を〈保険料アップ〉：「どちらともいえない」：〈給付水準引き下げ〉の 3 つにまとめると、44.0%:25.0%:24.1%となる。少子・高齢社会のなかで年金財政を維持していくためには、アップ幅はともかくとして、〈保険料アップ〉自体は避けて通れない問題とみている人が多数派ということになる。但し、青年層や中堅層では評価が分散している(第 12 図)。

(2) 私的年金の役割

「公的年金で必要な水準を確保すべき」と考えている人が 10 人中 6 人で、「私的年金の比率を高めていくべきだ」の 4 分の 1 を大きく上回っている。このような中で、都市部の民間企業で働く高学歴の男性ホワイトカラー層では、私的年金の比率アップを支持する人がやや多目になっている。

第 12 図 保険料の負担と年金給付のあり方について (性別・年齢別)



(3) 公的年金の支給開始年齢

「現行の定年 60 歳に」(41.1%)がもっとも多く、これに「65 歳まで仕事の保障」(29.6%)、「定年を 65 歳に」(22.0%)などが続いている。「66 歳以降も」(1.4%)を認めている人はごく僅かである。

このような結果から、①公的年金の満額支給と仕事からの「引退」がセットで考えられていること、②1994 年改正で満額支給年齢が 65 歳に制度的に変更された現在においても「現行の定年 60 歳に」を希望する人の多いこと、しかし、③「65 歳までの仕事の保障」や「定年を 65 歳に」という条件付きとはいえ〈65 歳支給受容〉層も合せると半数を超えていること、など複雑な様相の表れていることがわかる。

(4) 高額所得者への年金支給

高額所得者への年金支給については、「支給制限」が 6 割弱で「支給当然」の 3 割強を大きく引き離している。性別、年齢別でも「支給制限」が多数派である点では変わらない。

(5) 第 3 号被保険者の保険料

この課題については性別で、大きな違いがみられる。男性の「収入のない(少ない)人からは保険料をとることはできない」：「公平性という点から保険料を負担すべきである」「わからない」は 55.7%:28.9%:13.8%であるが、女性では 27.3%:47.2%:22.3%となっている。女性で公平性という点から負担を求める意見が、際立って多くなっている。

(6) 年金財政への国庫負担の投入

もっとも多い回答は「国庫負担の割合を高める」(37.5%)である。これに、「国庫負担・保険料の区別は意味なし」(22.8%)と「国庫負担の投入より保険料を上げる」(20.9%)がともに 2 割を超えており、また「わからない」(17.4%)人も少なくない。全体として、「国庫負担の割合を高める」が多いとはいえ、10 人中 4 人にとどまっており、評価は分散している。

5. 公的年金のあり方と他の意識領域との関係

先に紹介したように[公的年金のあり方]については評価が割れていた。ここで公的年金の当面している課題への見方などとの関係を通して、その特徴を要約するとつぎのようになる(第 13 図)。

- ①「世代間扶養重視」層は、公的年金への期待が高く、必要な公的年金の水準を確保するため保険料の値上げもやむを得ないと考えている。また世代間の「公平」性についても「全体として不公平とはいえない」(4 割)が多い。
- ②「現役の生活重視」層は、世代間の公平性については「世代間扶養重視」層と似ている。しかし、「給付水準引き下げもやむなし」(4 割強)と考えており、年金水準については「基本的な生活費」(5 割)を適当とみている。公的年金の世代間扶養制度は認めつつ

も、現役の負担軽減に着目している人達である。

- ③「給付水準重視」層は、公的年金への期待が強いという点では「世代間扶養重視」層と似ている。しかし、世代間の「公平性」については「不公平がある」(6割強)とみている人が多く、この点については「積立」層に近い。
- ④「積立」層は、高齢期の生活費として公的年金を当てにしている。この意味で公的年金を否定しているわけではない。この層が問題にしているのは、現行制度には世代間での不公平が大きいということである。
- ⑤「縮小・廃止」層は、高齢期の生活費として公的年金への期待が小さく、これと対応して[公的年金の負担と給付]において「給付水準引き下げ」(5割強)を挙げる人が多い。また現行制度には世代間での不公平があるとみている。

このように、[公的年金のあり方]については「世代間扶養重視」層と「縮小・廃止」層が対極をなしているなか、「現役の生活重視」、「給付水準重視」、「積立重視」などの各層は、高齢期の生活費として公的年金への期待、負担と給付、世代間の公平性などの評価をめぐって、その位置を変えていることがわかる。しかし、これらのうち、「現役の生活重視」と「給付水準重視」層は「世代間扶養」制度を前提にその改善を求めている考えと思われる。「世代間扶養重視」層にこれらをあわせると、〈広義の世代間扶養〉層は多数派ということになる。

第 13 図 年金のあり方と他の公的年金関連設問との関係

	平均 年齢 (歳)	大卒以 上の比 率	65 歳以上 の生活に 占める公 的年金の 割合	公的年金の水準				保険料の負担と年 金給付のあり方		[私的年金の 役割] 評価 で「公的年 金で必要な 水準を確保 すべき」	[年金財政への 国庫負担の投 入について]の 評価で「国庫負 担の割合を高 めるべき」	[高額所得者へ の年金支細評 価で「支給制限 することもや むをえない」	年金をめぐる世代間 の「公平性」について	
				最低生 活に必 要な額	基本的 な生活 に必要 な額	標準的 な生活 に必要 な額	いくらか ゆとりあ る生活に 必要な額	保険料 値上げ もやむ なし	給付水準 引き下げ もやむな し				不公平が ある	全体とし て不公平 とはいえ ない
世代間扶 養①	43.0	29.3	80.1	7.3	35.0	41.0	16.1	72.4	7.1	79.9	49.1	61.2	39.7	38.6
現役の生 活重視②	39.5	36.4	69.6	11.4	50.7	31.8	5.9	35.2	42.5	57.7	35.8	64.0	45.9	30.5
給付水準 重視③	38.8	29.3	75.1	7.1	38.7	40.1	13.6	44.0	18.5	68.8	43.9	58.7	65.1	12.5
積立④	38.1	35.6	69.9	9.0	42.9	37.3	10.4	42.5	25.9	59.8	34.2	59.8	63.1	15.8
縮小・廃 止⑤	36.1	45.6	51.5	30.4	40.1	20.5	7.7	16.6	53.4	20.0	26.8	46.7	58.0	17.1
わからない⑥	35.8	22.8	72.6	9.3	35.0	36.2	18.3	27.3	10.1	37.2	18.8	35.1	23.0	9.0
①－②	3.5	-7.1	10.5	-4.1	-15.7	9.2	10.5	37.2	-35.4	22.2	13.3	-2.8	-6.2	8.1
①－③	4.2	0.0	5.0	0.2	-3.7	0.9	2.8	28.4	-11.4	11.1	5.2	2.5	-25.4	26.1
①－④	4.9	-6.3	10.2	-1.7	-7.9	3.7	6.0	29.9	-18.8	20.1	14.9	1.4	-23.4	22.8
①－⑤	6.9	-16.3	28.6	-23.1	-5.1	20.5	8.7	55.8	-46.3	59.9	22.3	14.5	-18.3	21.5
①－⑥	7.2	6.5	7.5	-2.0	0.0	4.8	-1.9	45.1	-3.0	42.7	30.2	26.1	16.7	29.6

回答者のプロフィール

1.勤務先の主たる業種

「製造業」：「非製造業」：「公務」は 41.9%:30.8%:23.1%である。性別にみると、女性は男性と比べ「製造業」(28.7%)は 16 ポイント少なく、その分「公務」(37.8%)が多い。

2.勤務先企業の全従業員数(公務以外)

「1,000 人以上 9,999 人以下」が 50.5%と半数を占め、これに「10,000 人以上」の 23.3%を合せると、7 割強は〈1,000 人以上〉に分布している。

3.性別

男性は 83.6%、女性は 16.2%である。

4.年齢構成

20 代は 17.0%、30 代は 35.7%、40 代は 29.8%、50 歳以上は 16.8%と、幅広く分布しており、中央値は 39.0 歳である。

5.学歴構成

「高卒」が 49.5%と半数を占め、「大卒」は 30.3%で、その他の学歴は 1 割を切っている。女性は男性と比べ「大卒」(15.5%)は 18 ポイント少なく、その分「短大卒」(21.6%)が多い。男性年齢別にみると、24 歳以下では過半数は「高卒」で占められ、「大卒」は 2 割強に過ぎないが、20 代後半と 30 代前半では「大卒」は 5 割となっている。

6.仕事の種類

もっとも多いのは「事務・技術・専門職系」の 63.0%で、これに「営業系」の 9.6%を合せた事務系は全体の 4 分の 3 弱を占める。残りの 4 分の 1 強は「現業・技能系(以下、技能系と略)」(26.8%)である。性別にみると、事務系は男性(7 割)よりも女性(9 割弱)が多い。

7.現在の世帯構成

〈単身〉は 2 割強で、〈既婚〉は 7 割強である。〈単身〉についてみると、「単身・独立生計」は 9.7%、「単身・親と同居」は 13.1%である。〈既婚〉のなかでもっとも多いのは「夫婦と子ども」の 43.4%であり、以下「夫婦と子どもと親」の 18.6%、「夫婦 2 人」の 10.6%の順で続く。「夫婦と親」(2.3%)と「その他」(2.2%)はわずかである。ちなみに既婚者のうち親と生計を共にしている世帯の比率を合せると 20.9%である。

8.配偶者の扶養状況

男性既婚者で配偶者(妻)を健康保険の扶養家族としている人は70.8%で、30代から40代前半までは7割を超えている。男性業種別にみると、民間の場合は7割強であるのに対し、公務は5割強であり、これは公務で共働き夫婦の多いことを反映している。

9.世帯の主な収入源

世帯の主な収入源(4つ以内選択)は、「自分の賃金収入」以外に「配偶者の収入」のある人は46.3%、「配偶者以外の他の家族員の収入」は26.5%である。その他、「家業収入」は6.6%、「財産収入」は4.8%、「その他」は7.3%である。

10.1 年間の税込み世帯総収入(見込み)

総計でみると、「300万円未満」から「1,000万円以上」まで広く分布している。この中央値は718.0万円、平均値は752.2万円である。

11.居住地

「首都圏」は26.4%であり、これに「京阪神圏」の12.2%と「中京圏」の8.5%を合せた〈大都市圏〉は47.1%となる。他方、「その他の政令都市」(6.7%)に「その他の10万人以上の都市」の17.5%と「その他の市町村」(28.5%)を合せた〈その他の地域〉は52.7%である。

12.勤務先の定年年齢と退職金制度

定年制については、大半が「60歳」(83.7%)であり、60歳を超える年齢を回答した人は全部合せてもわずか2.4%である。

また、勤務先の退職金制度(民間)で最も多いのは「退職一時金制度と年金制度の両方がある」の60.4%であり、「退職一時金制度のみある」は26.8%である。「退職年金(企業年金)制度のみある」は4.1%とわずかであり、「退職金制度はない」は0.3%に過ぎない。

13.加入している公的年金制度

加入している公的年金制度の種類は、民間公務の構成を反映して、「厚生年金」は7割強、「地方公務員共済」は2割弱、「国家公務員等共済」は1割弱である。

1997 年 11 月

年金改正に向けたアンケート

日本労働組合総連合会(連合)

調査のお願い

1999 年には公的年金制度の改正が予定されています。高齢化が進むなかで年金水準の見直しや負担のあり方が大きなテーマとなっています。このアンケートは、組合員の皆さんが老後の生活にどのような見通しを持たれ、年金制度の改正に何を求めているのかをお尋ねして、連合としての具体的な「年金制度改正方針」づくりに役立てるためのものです。

記入内容は、全体をまとめて集計をしますので個人的なことが外部に知れることはありません。考えていることをありのまま記入して下さい。なお、集約結果については連合の「政策資料」で発表する予定です。

ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記入上の注意

1. 回答はすべて、当てはまる番号、あるいは数字を枠の中に記入して下さい。特に断りのない場合は一つだけ選んで下さい。
2. 下記の枠内の「A1.所属企業の主たる業種」と「A2.企業規模」については、単組・支部の調査担当者が、あらかじめ一括して記入するか、または調査担当者の指示のもとで本人が記入するか、いずれかの方法をとって下さい。
3. 公的年金について簡単な説明を、次のページにつけましたので参考にして下さい。
4. 年内回収を予定していますので記入が終わりましたら、速やかに担当者にわたして下さい。

A1. 勤務先の主たる業種

- | | | |
|-----------------|----------------|----------------|
| 1. 鉱業 | 5. 交通・運輸業 | 9. 出版・印刷業・マスコミ |
| 2. 建設業 | 6. 情報・通信業 | 10. サービス業 |
| 3. 製造業 | 7. 卸売・小売業・飲食店 | 11.公務 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道 | 8. 金融・保険業・不動産業 | 12.その他() |

A2. (A1 で 1.の「公務」以外の場合)勤務先の企業の全従業員数(工場・事業所ごとではなく、企業全体の従業員数で回答して下さい。)

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| 1. 100 人未満 | 4. 1000～2999 人 | 7. 10000 人以上 |
| 2. 100～299 人 | 5. 3000～4999 人 | |
| 3. 300～999 人 | 6. 5000～9999 人 | |

[年金制度の基礎知識]

1. 国の年金制度のあらまし

国の年金制度は、全国民共通の「国民年金」と労働者が対象の「被用者年金」(民間労働者は厚生年金、公務員は共済年金)から成っています。就職すると(20 歳以上では)このふたつの制度に同時に加入したことになります。「国民年金」からは(65 歳以後)「基礎年金」が、「被用者年金」からは現役時代の賃金に応じた「報酬比例年金」が払われる仕組みです。「専業主婦」のように扶養家族になっている配偶者は、自分で保険料は負担しませんが、サラリーマン全員の保険料から自分の「基礎年金」を受け取ることができます。こうした制度は、1985 年の大改正でつくられたものです。

		厚生年金(3281 万人)	共済年金(585 万人)
国民年金 (基礎年金) (6995 万人)			
自営業者等	第 2 号被保険者 の被扶養配偶者	民間サラリーマン	公務員等
└ 約 1910 万人 ┘	└ 約 1220 万人 ┘	└ 約 3865 万人 ┘	
第 1 号被保険者	第 3 号被保険者	第 2 号被保険者	

(1996 年 3 月現在)

2. 引き下げられつつある年金

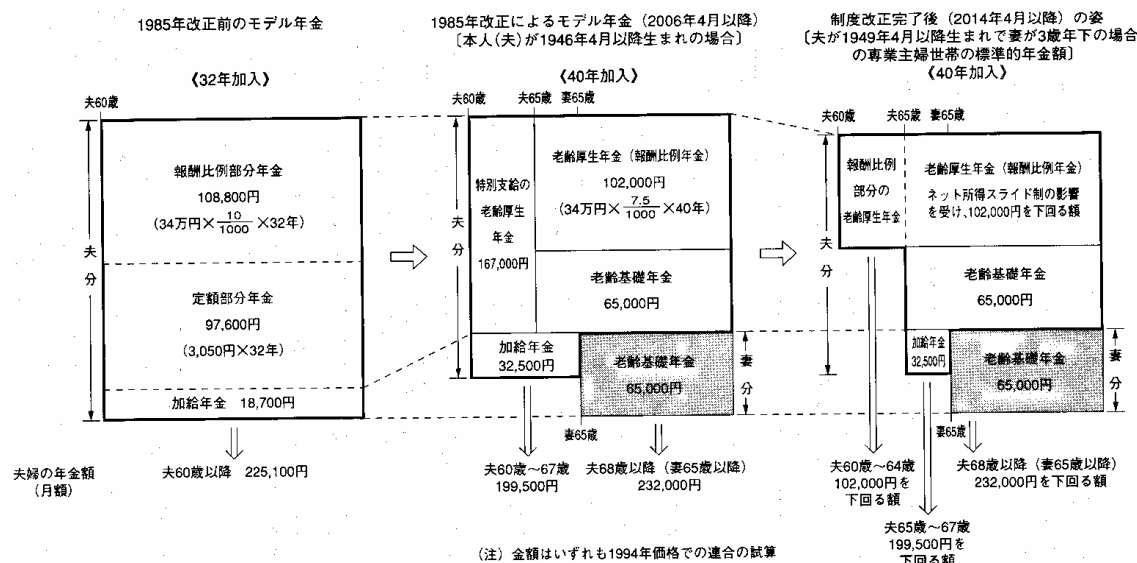
高齢化が進み、年金財政がきびしくなるのにもとない、現役の年金保険料が引き上げられるとともに、年金の水準も徐々に引き下げられています。

1985 年の改正では、専業主婦世帯の夫婦ふたり分の年金が、それまで 32 年の加入で払われたとほぼ同じ水準になるのに 40 年かかるようになりました。この切り下げは、2006 年まで 20 年かけて徐々に行われるもので、今その途中にあります。また、夫婦ふたりの年金になるには、夫婦ふたりとも 65 歳になってからです(旧制度では、本人が 60 歳になれば配偶者の年齢には関係なく全額払われていました)。配偶者がいない単身者の年金水準は、40 年加入でも旧制度の 32 年加入の場合の約 8 割になります。

次に 1994 年にふたつの改正が行われました。ひとつは、本人の 60 歳以後の年金のなかで「定額部分」の支給開始を徐々に遅くし、2014 年には廃止することです。1949 年 4 月以後に生まれた人は、年金を全額受けられるのは 65 歳からとなります。

国の年金には、物価上昇に対して年金の目減りを防ぐ「物価スライド」と、現役労働者の賃金上昇を反映する「賃金スライド」とがあります。94 年の改正ではこの「賃金スライド」を、それまでの賃金総額ではなく、税・社会保険料を差し引いた手取り賃金によることとしました。これにより将来の年金水準の伸びはさらに抑えられることになりました。

これらをまとめると、次の図のようになります。



[F1～F11 はあなたご自身のことについてうかがいます]

F1. 性別

F2. 年齢

F3. 学歴

- | | | |
|--------|-------------|----------|
| 1. 中卒 | 4. 短大卒 | 7. 大学院修了 |
| 2. 高卒 | 5. 専門・専修学校卒 | |
| 3. 高専卒 | 6. 大卒 | |

F4. 仕事の種類

- | | | |
|-----------|---------------|--------|
| 1. 現業・技能系 | 2. 事務・技術・専門職系 | 3. 営業系 |
|-----------|---------------|--------|

F5. 世帯構成（同一の生計。別居していても生計が一緒であれば一つの世帯として扱います）

- | | | |
|------------|-------------|--------|
| 1. 単身・独立生計 | 4. 夫婦と子ども | 7. その他 |
| 2. 単身・親と同居 | 5. 夫婦と子どもと親 | |
| 3. 夫婦2人 | 6. 夫婦と親 | |

F6. 子どもの数(成人して独立している方も含めて下さい)

- | | | |
|-------|---------|--------|
| 1. 1人 | 3. 3人 | 5. いない |
| 2. 2人 | 4. 4人以上 | |

F7. 世帯の主な収入源。額の多いもの上位 4 つを順に記入して下さい。

- | | | |
|------------|-------------|---------|
| 1. 自分の賃金収入 | 3. 配偶者以外の収入 | 5. 財産収入 |
| 2. 配偶者の収入 | 4. 家業収入(注) | 6. その他 |

(注): アパートや駐車場の経営は家業収入です。但し、管理を第三者に委託している場合は財産収入として扱って下さい。

F8. 生計をともにしている世帯の、今年 1 年間の税込み総収入(見込み)をうかがいます。

記入上の注意: あなたの収入に、配偶者の収入は全額、配偶者以外の他の家族員の収入は家計への繰り入れ分を加えて下さい。家業、財産収入のある方はそれらの収入額も含めて下さい。

- | | | |
|-------------|-------------|---------------|
| 1. 200 万円未満 | 5. 500 万円以上 | 9. 900 万円以上 |
| 2. 200 万円以上 | 6. 600 万円以上 | 10. 1000 万円以上 |
| 3. 300 万円以上 | 7. 700 万円以上 | 11. 1200 万円以上 |
| 4. 400 万円以上 | 8. 800 万円以上 | 12. 1400 万円以上 |

F9. (結婚している方に) あなたの配偶者は健康保険の扶養家族ですか。

F10. 現在、あなたが加入している国の年金制度はどれですか (わからない場合は組合の担当者に聞いて下さい)。

- | | | |
|-----------------|--------------|---------------|
| 1. 厚生年金(含:船員保険) | 3. 地方公務員共済 | 5. 農林漁業団体職員共済 |
| 2. 国家公務員等共済 | 4. 私立学校教職員共済 | 6. 国民年金 |

F11. 居住地

1. 首都圏(東京都区部、横浜・川崎・相模原・千葉・浦和・大宮市、およびその周辺地域)
2. 京阪神圏(大阪・京都・神戸市、およびその周辺地域)
3. 中京圏(名古屋市、およびその周辺地域)
4. 1～3 に含まれない政令都市(札幌・仙台・広島・北九州・福岡市、および周辺地域)
5. その他の 10 万人以上の都市
6. その他の市町村

[Q1～Q11 はあなたの定年後の生活見通しについてうかがいます]

Q1. 勤務先の定年年齢は何歳ですか(定年制が複数あるところでは、あなたに適用される年齢を記入して下さい)。

- | | | |
|-----------|---------|------------|
| 1. 60 歳未満 | 4. 62 歳 | 7. 65 歳以上 |
| 2. 60 歳 | 5. 63 歳 | 8. 定年制度はない |
| 3. 61 歳 | 6. 64 歳 | |

Q2. 定年後の仕事について

A. あなたは定年後も働く予定ですか。

1. はい 2. いいえ 3. わからない

B. Aで1の「はい」に回答した方にうかがいます。B-1、B-2のそれぞれについて回答して下さい。

B-1. 定年後、何歳くらいまで働きたいですか。

1. 60歳まで 4. 63歳くらいまで 7. 65歳以上
2. 61歳くらいまで 5. 64歳くらいまで 8. 体力が許すまで
3. 62歳くらいまで 6. 65歳くらいまで

B-2. 定年後はどのような働き方を希望しますか

1. 定年までと同じように毎日働く 5. 時間や日数を特定しないで働く
2. 短時間でほぼ毎日働く 6. 仕事があれば、働き方にはこだわらない
3. 普通の労働時間で少ない日数働く 7. 考えたことがない
4. 短時間で、少ない日数働く 8. わからない

Q3. (公務員以外の方に)勤務先の退職金制度は次のどれですか(わからない場合は組合の担当者に聞いて下さい)。

1. 退職一時金制度のみある 4. 退職金制度はない
2. 退職年金(企業年金)制度のみある 5. わからない
3. 退職一時金制度と退職年金制度の両方がある

Q4. 定年後のあなたの世帯構成はどのようになっていると思いますか。同一生計を営む家族の範囲で回答して下さい。

1. 1人暮らし 4. 夫婦と子どもと親 7. その他
2. 夫婦2人 5. 夫婦と親 8. 今はまだわからない
3. 夫婦と子ども 6. 自分と親

Q5. あなたが定年になった時、親への経済的援助や介護の支援、子どもへのお金のかかりはどのようになっていると思いますか。

A-1. 親への経済的援助

1. 必要がある 2. 必要はない 3. わからない

A-2. 親の介護や日常生活の世話

1. 必要がある 2. 必要はない 3. わからない

B. 子どもへのお金のかかり(教育費など)

1. 続いている 2. 終わっている 3. わからない

Q6. 定年後のあなたの住いについてうかがいます。

A. 定年後の住いはどのようなになっていると思われますか。

1. 持家・ローン返済なし(定年前に返済完了ないしはもともと返済の必要がない持家)
2. 持家・ローン返済なし(定年時、退職金で清算の予定)
3. 持家・ローン返済あり
4. 賃貸住宅
5. その他
6. わからない

B. (A で 3 の「持家・ローン返済あり」に回答した方に)住宅ローンの返済は、定年後、何年間くらい続く予定ですか。

1. 定年後 5 年以内に返済完了 4. 2 世代ローンにより、子供の代に返済完了
2. 定年後 10 年以内に返済完了 5. わからない
3. 定年後、10 年以上かかって返済完了

Q7. あなたや配偶者が親から相続できると思われる財産がありますか。あれば、該当するものをすべて記入して下さい。「ある」には、すでに相続した分も含みます。

1. ある・自分が住むための住宅や土地 4. ある・株・預貯金などの金融資産
2. ある・自分が住むためではない住宅や 5. ある・その他()
土地(別荘・アパート、駐車場など)
3. ある・田畑・山林 6. ない
7. わからない

Q8. あなたは親の借金(2 世代ローンなどを含む)を引き継ぐ可能性がありますか。

1. ある 2. ない 3. わからない

Q9. 定年後のあなたの世帯(単身の場合はあなた自身)の収入源についてうかがいます。

A. 「64 歳まで」と B. 「65 歳以後」のそれぞれについて、収入額の多いものを 4 つ以内で順に選んで下さい。

[なお、公的年金の満額支給開始は現在 60 歳ですが、今後、徐々に引き上げられ 65 歳になります。その場合、64 歳までの年金額は 65 歳からの年金の半分程度です。]

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 自分の勤労収入 | 6. 配偶者の公的年金 | 11. 家業収入(注) |
| 2. 自分の公的年金 | 7. 配偶者の企業年金 | 12. 財産収入 |
| 3. 自分の企業年金 | 8. 配偶者の個人年金 | 13. 貯蓄の取り崩し |
| 4. 自分の個人年金 | 9. 親の年金 | 14. その他 |
| 5. 配偶者の勤労収入 | 10. 子供の勤労収入 | 15. わからない |

(注)：アパートや駐車場の経営による収入は家業収入です。但し、管理を第三者に委託している場合には財産収入として扱って下さい。

Q10. 定年後の生活を支えるうえで、公的年金をどの程度あてにしていますか。A.「64 歳まで」と B.「65 歳以後」のそれぞれについて記入して下さい。

- | | | |
|-------------|-----------|-----------------|
| 1. 生活費のほぼ全額 | 3. 半分程度 | 5. ほとんどあてにしていない |
| 2. 3/4 程度 | 4. 1/4 程度 | 6. わからない |

Q11. 今から将来の生活のなかで、次にあげる A～N について、あなたはどのように感じていますか。A～N のそれぞれについて該当する番号を記入して下さい。

	不安	どちらかという と不安	どちらとも いえない	どちらかという と不安ではない	不安は ない
A.賃金の伸び	1	2	3	4	5
B.インフレによる 貯蓄の目減り	1	2	3	4	5
C.退職金や企業 年金の信頼性	1	2	3	4	5
D.公的年金の信 頼性	1	2	3	4	5
E.税・社会保険料 の負担	1	2	3	4	5
F.住宅ローンの 返済	1	2	3	4	5
G.子どもの教育 費の支出	1	2	3	4	5
H.解雇や失業	1	2	3	4	5
I.定年後の働く場	1	2	3	4	5
J.自分の健康	1	2	3	4	5
K.家族の健康	1	2	3	4	5
L.自分や家族の 介護	1	2	3	4	5
M.老後に住む家	1	2	3	4	5
N.配偶者との死 別	1	2	3	4	5

Q11 の A～N 以外で、あなたが不安に思うことがありましたら記入して下さい。

[Q12～Q18 は、年金制度についての考え方をうかがいます]

Q12. あなたは年金問題について、どのくらい関心をお持ちですか。

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1. 大いに関心がある | 3. どちらともいえない | 5. まったく関心がない |
| 2. ある程度、関心がある | 4. あまり関心がない | 6. 考えたこともない |

Q13. 年金額が高くなれば現役の負担が重くなります。低い年金では老後の暮らしの支えになりません。あなたは公的年金の水準はどの程度が適当だと思いますか。

1. 最低生活(衣食住のみ)に必要な額
2. 基本的な生活(衣食住に加え、保健・医療、日常の交通費、手紙や電話など通信費、およびやむをえぬ冠婚葬祭費)に必要な額
3. 標準的な生活(「2の基本的な生活」に加え、人並みの教養・娯楽費、義理を欠かせない程度の交際費)に必要な額
4. いくらかゆとりある生活(「3の標準的な生活」に加え、趣味や旅行を楽しめる教養・娯楽費)に必要な額

Q14. 年金財政が厳しいおり、保険料の負担と年金給付のあり方について、次のような二つの意見があります。あなたはどちらの意見に近いですか。

A の意見：生活に必要な年金が将来とも確実に払われることが重要で、そのためには保険料が上がることもやむをえない

B の意見：保険料の負担が過大にならないようにすることが重要で、そのためには給付水準の引き下げもやむをえない

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1. A の意見に賛成 | 3. どちらともいえない | 5. B の意見に賛成 |
| 2. A の意見に近い | 4. B の意見に近い | 6. わからない |

Q15. 年金財政をめぐる、次にあげる A～C のような点が話題になっています。それぞれについて、あなたの考えに近いものを選んで下さい。

A. 国の年金財政が厳しさを増すなかで、私的年金(個人年金や企業年金)の役割を重視すべきだという考えがあります。あなたの考えに近いのはどれですか。

1. これからは、老後の生活費に占める個人年金や企業年金の比率を高め、公的年金の水準は下げていくべきだ
2. 個人年金や企業年金がすべての勤労者に保障されていない以上、これからも公的年金で必要な水準を確保することが重要だ
3. わからない

B. 年金保険料が引きあげられる時、国庫負担(税金)の割合が話題になります。あなたの考えに近いのはどれですか(現在の国庫負担の割合は基礎年金部分の 1/3 です)。

1. 保険料が高くなならないよう、国庫負担の割合を高めるべきである
 2. 国庫負担の投入より保険料を上げる方が、使用者の負担もあり、また年金に使われるという目的がはっきりしておりよい
 3. 国庫負担も保険料も、結局は皆が払うものであり区別する意味はない
 4. わからない
- C. 高額所得者への年金支給について、あなたはどのように考えていますか。
1. 高額所得者であっても、保険料を納めてきたのだから年金が支給されるのは当然だ
 2. 公的年金は老後の生活を支える制度だから、高額所得者に対しては年金の支給を制限することもやむをえない
 3. わからない

Q16. 公的年金の満額支給年齢について、あなたはどのように考えていますか。

[94年の年金制度改正で、公的年金の満額支給は60歳から、徐々に引き上げられ65歳(男性では2013年から、女性は2018年から)へと引き上げられました。このことを念頭において記入して下さい]

1. 定年が60歳でとどまっているのだから、年金の満額支給も60歳にするのが本来の姿である
2. 年金の満額支給に合わせ、定年年齢を65歳に延長すべきである
3. 定年後の仕事が保障されれば、満額支給が65歳になるのもやむをえない
4. 年金財政が厳しいおり、満額支給始を更に引き上げ66歳以後とするのもやむをえない
5. わからない

Q17. 公的年金についてうかがいます。枠内の説明を一読のうえ回答して下さい。

1. 今の公的年金制度は、その年に必要な年金額をその時の現役世代が払う保険料でまかなう世代間扶養のシステムです。これを「賦課方式」といいます。少子・高齢化が進むなかで給付水準を維持しようとする現役の負担が増えます。しかし、この方式は物価や賃金の上昇分を反映させることによって年金の目減りを防ぎ、安定した年金水準を維持することができます。
 2. これに対して、自分たちが払っている保険料が積み立てられ将来の自分たちの年金として支払われる「積立方式」があります。この方式は、少子・高齢化の影響を受けにくい反面、インフレなど経済変動の影響をうけ年金水準を維持できない問題が生じます。また世代間扶養の「賦課方式」を「積立方式」に切り替えるときには、移行期の勤労世代は、現在の高齢者の年金給付を支えながら、自分のための年金積立を同時に行う「二重の負担」が発生します。

A. 公的年金のあり方についてあなたの考えに近いのはどれですか。

1. 親の世代を全体で支えることが年金制度の重要な役割であり、ある程度負担がふえてもこれを維持することが大事だ
 2. 親の世代を全体で支えることは大事だが、自分たち現役の生活も重要なので、負担には自ずと限度があり、年金水準の引き下げもやむをえない
 3. 自分が引退したときの年金があまり低くなってしまうのでは、負担する意味がない
 4. 親の世代を子の世代が支えるより、自分たちの世代の年金を自分たちで準備した方が納得がいく
 5. 国の制度に頼るのではなく、自分の老後は自分で支えることが大事で、公的年金制度は縮小ないし廃止するのがよい
 6. わからない
- B. 年金をめぐる「世代間の公平」について、次の二つの考え方があります。あなたの考えはどちらに近いですか。
- A の意見：親の世代は低い保険料を払って高い年金を受け取っているのに、子の世代は高い保険料を払いながら受け取る年金額が低くなるのは不公平だ
- B の意見：子の世代は親の世代が長時間働いて産みだした個人資産(住宅など)や、社会資産(道路、上下水道、高い教育や生活水準など)を引き継ぎその面での負担は軽くてすむのだから、全体としては不公平とはいえない
1. A に賛成
 2. B も無視できないが A に近い
 3. どちらともいえない
 4. A も無視できないが B に近い
 5. B に賛成
 6. わからない

Q18. 今の制度では、扶養家族になっている配偶者(第3号被保険者)は自分で保険料を収めなくても基礎年金が受給できます。この年金はサラリーマン全体が払っている保険料でまかなわれています。この人たちの保険料のあり方についてどのように考えますか。

1. 収入のない(少ない)人から、保険料をとることはできない
2. 公平性という点から、保険料を負担すべきである
3. わからない